

障がい者雇用の一層の促進に関する要請書

日頃から、労働行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律により、全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障がいのある人の自立について共同の責務を有しており、法定雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられております。

道内の民間企業における障がいのある人の雇用状況は、令和5年6月1日現在におきまして、実雇用率は2.58%と法定雇用率(2.3%)に達しておりますが、法定雇用率を達成している企業の割合は53.1%となっており、さらに、本年4月1日から法定雇用率が2.5%に引き上げられることから、未達成企業の解消がより一層急務となっております。

このような状況の中、北海道と厚生労働省北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、「北海道労働政策協定」に基づき三者が一体となって、多様な働き手の就業支援や就業環境の整備を図り、産業人材の育成・確保に連携・協力して取り組んでいるところであり、障がいのある人の雇用促進につきましても、北海道、北海道教育委員会、厚生労働省北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が相互の緊密な連携のもと、就業支援の取り組みを進めているところであります。

貴団体におかれましても、在職中の障がいのある人の雇用の維持、法定雇用率の速やかな達成はもとより、障がい者雇用の一層の推進、特別支援学校新規学卒予定者の受け入れ、さらには障がいのある人を多数雇用している事業所や福祉施設等における仕事の確保、障がいのある人と障がいのない人の間均等な労働機会を確保するために、障がいのある人への合理的な配慮の義務化に伴う一層の取組(令和6年4月から事業者も義務化されます)などにつきまして、深いご理解を賜りますとともに、会員団体・企業における積極的な取り組みを促していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

令和6年(2024年)2月28日

小樽商工会議所 会頭 中野 豊 様



後志総合振興局長 猪口 浩司

後志教育局長 新居 雅人

小樽公共職業安定所長 小原 久幸